

知多市民間保育所等運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市民間保育所等運営事業補助金（以下「補助金」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により児童福祉施設として設置された民間の保育所、法第6条の3第10項に規定する施設である小規模保育事業所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「民間保育所等」という。）における保育事業の円滑な運営を図るため、予算の範囲内において民間保育所等の代表者に交付するものとし、その交付に関しては、知多市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和53年知多市条例第23号）及び知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 市長は、前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市民間保育所等運営事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 人件費に係る書類で次に掲げるもの

- ア 人件費補助金算出調書（第2号様式）
- イ 人件費年額算出調書（第3号様式）
- ウ 保育所等運営に係る事業計画書

エ 収支予算書

(2) 管理費補助金算出調書（第4号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第4条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市民間保育所等運営事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（計画変更の承認）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市民間保育所等運営事業補助金計画変更申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次の各号に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認を受けたものとみなす。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

（変更決定の通知）

第8条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市民間保育所等運営事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、知多市民間保育所等運営事業補助金実績報告書(第8号様式)に、次の各号に掲げる補助事業について、当該各号に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 人件費

ア 人件費補助金精算調書(第9号様式)

イ 人件費年額実績調書(第10号様式)

ウ 収支決算(見込み)書

(2) 管理費

ア 管理費補助金精算調書(第11号様式)

イ 管理費の用途に関する調書(第12号様式)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市民間保育所等運営事業補助金確定通知書(第13号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第12条 補助金は、額の確定後に交付する。ただし、規則第18条第2項の規定により概算払又は前金払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市民間保育所等運営事業補助金交付請求書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

（監査及び指導）

第14条 市長は、補助金の適正な管理及び執行を確認するため、補助事業者に対し、当該年度中に次の事項について監査及び指導を行うものとする。

- (1) 補助金の用途に係る事項
- (2) 職員の処遇、任用等に係る事項
- (3) 保育指導に係る事項

（委任）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助の対象及び補助金の額

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>1 人件費</p> <p>(1) 長時間保育費</p> <p>(2) 国庫補助金等間接的補助金</p>	<p>長時間保育を行う場合に要する人件費。ただし、市の配置基準を超えて雇用した保育士等の人件費は補助対象外とする。</p> <p>国庫補助金等により間接的に補助が受けられる場合であって、保育水準を維持するために必要と認める人件費</p>	<p>補助対象経費の全額</p>
<p>2 管理費</p>	<p>長時間保育を行う場合に要する管理費（長時間保育利用児童数に市が定める1人当たりの管理費を乗じた額）</p> <p>その他、国庫補助金等により間接的に補助が受けられる場合であって保育に要する経費</p>	<p>補助対象経費の全額</p>
<p>3 保育環境改善等事業費</p> <p>(1) 感染症対策のための改修整備等事業費</p> <p>(2) 保育環境向上等事業費</p> <p>(3) 安全対策事</p>	<p>国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）に基づく保育環境改善等事業のうち感染症対策のための改修整備等事業に要する経費</p> <p>国要綱に基づく保育環境改善等事業のうち保育環境向上等事業に要する経費</p> <p>国要綱に基づく保育環境改善等事業</p>	<p>国要綱に基づく基準額以内</p> <p>国要綱に基づく基準額以内</p> <p>国要綱に基づく基</p>

業費	のうち安全対策事業に要する経費	準額の4分の3以内
4 保育所等業務効率化推進事業 （保育所におけるICT化推進等事業）費	国要綱に基づく保育所等業務効率化推進事業のうち保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入に要する経費 1 保育に関する計画・記録に関する機能 2 園児の登園及び降園の管理に関する機能 3 保護者との連絡に関する機能	国要綱に基づく基準額の4分の3以内

備考

- 1 補助対象経費の算定において、補助事業に係る寄付金その他の収入額がある場合は、補助対象経費から当該収入額を控除する。
- 2 小規模保育事業所における人件費及び管理費は、補助事業から除外するものとする。

第1号様式（第3条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年度において民間保育所等運営事業（ ）を行うため、次のとおり知多市民間保育所等運営事業補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	

備考 添付書類は、補助事業に関する次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 経費の配分、経費の使用方法、補助事業の効果その他補助事業の遂行に関する計画
- (2) 経費のうち補助金によって賄われるもの以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 補助事業に関して生ずる収入に関する事項

第2号様式（第3条関係）

人件費補助金算出調書

1 補助対象経費等

(単位：円)

施設名	1	2	3	総事業費 (1 + 2 - 3)	補助対象経費
	長時間保育費	国庫補助金等 間接的補助費	寄付金その他 の収入額		
	長時間保育担当 保育士等雇用費 (第3号様式Aの合計)	補助事業名 ()			

備考 補助対象経費は、千円未満を切り捨てること。

2 保育所等入所児童数及び職員配置状況表（4月1日現在）

(単位：人)

利用定員	入所児童数					入所児童数に対する 国基準必要保育士等の数				入所児童数に対する 市基準必要保育士等の数				現 員			
	0歳児	1・2 歳児	3歳児	4歳 以上児	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計

備考 1 入所児童数に対する国基準必要保育士等の数欄は、国が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。

2 入所児童数に対する市基準必要保育士等の数欄は、市が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。

3 現員欄は、処遇改善等加算 I における算定対象者の人数を記入すること。

第3号様式（第3条関係）

人件費年額算出調書

1 長時間保育担当保育士等雇用費算出調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）内における長時間保育）

長時間保育を行う時間				保育標準時間認定利用時間（11時間）		～															
				保育短時間認定利用時間（8時間）		～															
月	保育標準時間認定を受ける児童数（人）						「長時間保育を行う時間」に利用する保育短時間認定を受ける児童数（人）						必要保育士数（人）						長時間保育担当保育士等雇用費 $((i)/((7)+(i))) \times ((7) \times (e)) \times \text{利用時間} \times \text{市が定める時間単価}$		
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計(7)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計(i)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計(7)		保育実施日数(e)	
4月																					
5月																					
6月																					
7月																					
8月																					
9月																					
10月																					
11月																					
12月																					
1月																					
2月																					
3月																					
合計																					A

2 長時間保育担当保育士等雇用費算出調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）を超える長時間保育）

長時間保育を行う時間							～	保育標準時間認定利用時間（11時間）							～					
月	「長時間保育を行う時間」に利用する児童数											必要保育士数（人）							長時間保育担当 保育士等雇用費 (ウ) × (エ) × 利用時間 × 市が定める時間単価)	
	保育標準時間認定を受ける児童数（人）						保育短時間認定を受ける児童数（人）													
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計（ア）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計（イ）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計（ウ）		保育実施日数（エ）
4月																				
5月																				
6月																				
7月																				
8月																				
9月																				
10月																				
11月																				
12月																				
1月																				
2月																				
3月																				
合計													/	/	/	/	/			A

第4号様式（第3条関係）

管理費補助金算出調書

施設名	月	市が定める 管理費単価 (円)	長時間保育 利用児童数 (人)	金額 (円)
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
総事業費（合計）				
補助対象経費（総事業費の千円未満切捨て）				

第5号様式（第4条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市民間保育所等運営事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付の条件	

第6号様式（第7条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業
について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	
変更後の補助金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第7号様式（第8条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について、次のとおり変更交付決定したので、知多市民間保育所等運営事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助事業の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第8号様式（第10条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
実施期間	
添付書類	

第9号様式（第10条関係）

人件費補助金精算調書

1 補助対象経費等

(単位：円)

施設名	1	2	3	総事業費 (1 + 2 - 3)	補助対象経費	交付決定済額
	長時間保育費	国庫補助金等 間接的補助費	寄付金その他 の収入額			
	長時間保育担当 保育士等雇用費 (第12号様式Bの合 計)	補助事業名 ()				

1
1
8
1

備考 補助対象経費は、千円未満を切捨てること。

2 保育所等入所児童数及び職員配置状況表（4月1日現在）

(単位：人)

利用定員	入所児童数					入所児童数に対する 国基準必要保育士等の数				入所児童数に対する 市基準必要保育士等の数				現 員			
	0歳児	1・2 歳児	3歳児	4歳 以上児	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計

- 備考
- 1 入所児童数に対する国基準必要保育士等の数欄は、国が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
 - 2 入所児童数に対する市基準必要保育士等の数欄は、市が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
 - 3 現員欄は、処遇改善等加算Ⅰにおける算定対象者の人数を記入すること。

第10号様式（第10条関係）

人件費年額実績調書

1 長時間保育担当保育士等雇用費実績調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）内における長時間保育）

長時間保育を行う時間				保育標準時間認定利用時間（11時間）																	
		～						～													
				保育短時間認定利用時間（8時間）																	
月	保育標準時間認定を受ける児童数（人）						「長時間保育を行う時間」に利用する 保育短時間認定を受ける児童数（人）						必要保育士数（人）				長時間保育担当 保育士等雇用費 $\frac{(イ)}{((ア)+(イ))} \times ((ウ) \times (エ)) \times \text{利用時間} \times \text{市が定める時間単価}$				
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計(ア)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計(イ)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳以上児	小計(ウ)	保育実施日数(エ)	
4月																					
5月																					
6月																					
7月																					
8月																					
9月																					
10月																					
11月																					
12月																					
1月																					
2月																					
3月																					
合計																					B

2 長時間保育担当保育士等雇用費実績調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）を超える長時間保育）

長時間保育を行う時間		～		保育標準時間認定利用時間（11時間）		～															
月	「長時間保育を行う時間」に利用する児童数											必要保育士数（人）							長時間保育担当 保育士等雇用費 (ウ) × (エ) × 利用時間 × 市が定める時間単価)		
	保育標準時間認定を受ける児童数（人）						保育短時間認定を受ける児童数（人）														
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計（ア）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計（イ）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	小計（ウ）		保育実施日数（エ）	
4月																					
5月																					
6月																					
7月																					
8月																					
9月																					
10月																					
11月																					
12月																					
1月																					
2月																					
3月																					
合計																					B

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

管理費補助金精算調書

施設名	月	市が定める 管理費単価 (円)	長時間保育 利用児童数 (人)	金 額 (円)
	4 月			
	5 月			
	6 月			
	7 月			
	8 月			
	9 月			
	10 月			
	11 月			
	12 月			
	1 月			
	2 月			
	3 月			
総事業費 (合計)				
補助対象経費 (総事業費の千円未満切捨て)				

第13号様式（第11条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市民間保育所等運営事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
確定額	円

第14号様式（第12条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定又は補助金額の確定を受けた事業について、次のとおり請求します。

補助事業の名称			
請求金額	円		
交付決定 又は確定額	円		
上記のうち受領済額	円		
振込口座	金融機関名		
	店名		
	預金の種類	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		